



発行 東京都

目次

118

規則（教）

- 東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………一
- 東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則……………二
- 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都教育職員恩給給与規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則及び東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 昭和四十二年十一月三十日以前に発生した公務災害に係る援護施設の実施に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 労働者災害補償保険法の適用を受ける東京都教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 訓 令（教）
- 東京都教育委員会職員服務規程の一部改正……………八
- 東京都立学校職員服務規程の一部改正……………八

規則（教）

- 東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正……………八
- 東京都教育委員会職員の職務発明等に関する規程の一部改正……………八

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十号

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会文書管理規則（平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号）の一部を次のように改正する。


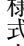
第十三条第四項の表一の項中「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同表二の項イ中「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同項ロ中「文書主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載させる」に改め、同項ロただし書中「金額」の下に「及び開封した職員名」を加え、同表三の項イ中「文書主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載し」に、「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同項イただし書中「の記載」を削り、「文書主任の確認印の押印」を「開封した職員名の記載」に改め、同表四の項中「文書主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載し」に、「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同項ただし書中「金額」の下に「及び開封した職員名」を加え、同条第五項中「受領印を文書授受簿に押させる」を「受領した職員名を文書授受簿に記載させる」に改める。

第十四条中「、「文書主任」とあるのは「文書取扱主任」とを削る。

第十五条第二項の表一の項中「受領印を押させた」を「署名をさせた」に改め、同条第三項第一号中「文書主任又は文書取扱主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載させる」に改め、同項第三号中「文書主任又は文書取扱主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載させる」に改め、同号ただし書中「金額」の下に「及び開封した職員名」を加える。

第三十三条第三項中「場合」の下に「（法令等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 庁外文書のうち、国、地方公共団体、都が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）又は条例第十六条第一項に規定する出資等法人に対し発信する公文書（重要なものを除く。）

別記第一号様式中「」を「」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都教育委員会文書管理規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

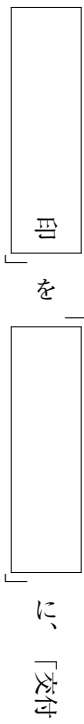
東京都教育委員会


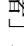
●東京都教育委員会規則第三十一号

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会公印規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中



「」を「」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都教育委員会公印規則別記第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

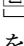
令和二年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十二号

東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則

東京都教育財産管理規則（昭和四十年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第三号様式の規定中「」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十三号

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「」を「」に、「」を「」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十四号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」を削る。

別記様式第二号中「氏名印」を「氏名」に

学校職員の給与に関する条例第12条に規定する扶養親族として認定する。		年	月	日	日受理
年	月	日	年	月	日から支給
取	扱	者	等	認	印
課長	代理				
校長	経営企 画室長				
校長					

職 氏 名 印

を

学校職員の給与に関する条例第12条に規定する扶養親族として認定する。		年	月	日	日受理
年	月	日	年	月	日から支給
取	扱	者	等	認	印
課長	代理				
校長	経営企 画室長				
校長					

職 氏 名

に

改める。

別記様式第三号中「氏名印」を「氏名」に

学校職員の給与に関する条例第12条に規定する扶養親族が異動したことを認定する。		年	月	日	日受理
年	月	日	年	月	日から
取	扱	者	等	認	印
課長	代理				
校長	経営企 画室長				
校長					

職 氏 名 印

を

学校職員の給与に関する条例第12条に規定する扶養親族が異動したことを認定する。		年	月	日	日受理
年	月	日	年	月	日から
取	扱	者	等	認	印
課長	代理				
校長	経営企 画室長				
校長					

職 氏 名

に

改める。

別記様式第三号の二中「氏名印」を「氏名」に

改める。

学校職員の給与に関する条例第16条第1項及び学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則別表第 号の規定に基づき給与の減額の免除を承認する。 年 月 日	校長	課長	課長	課長	課長
	校長	課長	課長	課長	課長
	校長	課長	課長	課長	課長
職氏名	年 月 日受理				

を

学校職員の給与に関する条例第16条第1項及び学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則別表第 号の規定に基づき給与の減額の免除を承認する。 年 月 日	職 氏 名
---	-------

に

改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 教育委員会の承認に当たっては、事前に所属長及び給与事務担当者が記入内容の確認を行うこと。

別記様式第三号の三中「職員印」を「申出者」及び「取扱者等認印」を「取扱者等」に改める。

別記様式第四号中

月 間 計	支給額計(C)		時間	
	時間	分	時間	分
給与減額の基礎となる時間数	①		時間	
勤務1時間当たりの	②		時間	
減額すべき給料等の額の合計額	① × ② (A)		時間	
			時間	
減額すべき給料等の額の合計額	(A) - (B) + (C)		時間	

を

月 間 計	支給額計(C)		時間	
	時間	分	時間	分
給与減額の基礎となる時間数	①		時間	
勤務1時間当たりの	②		時間	
減額すべき給料等の額の合計額	① × ② (A)		時間	
			時間	
減額すべき給料等の額の合計額	(A) - (B) + (C)		時間	

に

改め、同様式中註6を註7とし、註5の次のように加える。

6 給与減額の対象となるべき事実、特殊勤務手当の支給の有無及び特殊勤務手当に係る非減額時間数に係る記入内容については、所属長及び給与事務担当者が確認を行うこと。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則別記様式第二号、様式第三号及び様式第三号の三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都教育職員恩給給与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十五号

東京都教育職員恩給給与規則の一部を改正する規則

東京都教育職員恩給給与規則（昭和二十九年東京都教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別記第十五号様式中「㉔」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十六号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則（平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「管理入氏名印」を「管理入氏名」に、

年月日	保管	印				

を

年月日						

に、


年月日	使用	者	印					

を

年月日						

に、

同様式備考中「し、使用の場合は使用者の、返還の場合は使用者の印を徴する」を「すべ」に改める。

別記第二号様式中「㉔」を削り、「電話番号」に改める。

別記第三号様式中「㉔」を削る。

別記第四号様式中「㉔」及び「㉔」を削る。

別記第五号様式及び第六号様式中「㉔」を削る。

別記第七号様式中「㉔」を削る。

別記第八号様式中「㉔」を削り、「自宅電話番号」を「電話番号」に改める。

別記第九号様式中「㉔」を削り、「自宅電話番号」を「自宅又は携帯電話番号」に改める。

める。

別記第十号様式中「㉔」を削る。

別記第十一号様式中「㉔」及び「の上押印」を削る。

別記第十二号様式中「㉔」を削り、「自宅電話番号」を「電話番号」に改める。

別記第十三号様式甲表中

部(所)	課	台帳 作成者印
部(所)	課	

を

部(所)	課
部(所)	課

に、

同様式丙表中

台帳作成者印
--------

を

--

に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都教育委員会職員住宅管理規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則及び東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十七号

東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則及び東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

第一条 東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則(昭和四十六年東京都教育委員会規則第七十一号)の一部を次のように改正す

る。

別記第一号様式中「第1号様式」を「別記 第1号様式」に改め、「㉑」及び「㉒」を削り、

係名	氏名	を	氏名
----	----	---	----

に改める。

別記第二号様式中「㉑」を削る。

別記第三号様式中「㉑」及び「㉒」を削る。

別記第四号様式中「㉑」を「㉑」に改め、「㉒」を削る。

別記第五号様式中「㉑」「㉒」「㉓」を「㉑」「㉒」「㉓」に改め、「㉔」を削る。

第二条 東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十三年東京都教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則別記第一号様式中「㉑」及び「㉒」を削り、

係名	氏名	を	氏名
----	----	---	----

に改める。

附則別記第二号様式中「㉑」を削る。

附則別記第三号様式中「東京都知事」を「東京都教育委員会」に改め、「㉑」を削る。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則及び東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十八号

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の

実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則(昭和五十年東京都教育委員会規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第七号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第八号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

昭和四十二年十一月三十日以前に発生した公務災害に係る援護施設の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十九号

昭和四十二年十一月三十日以前に発生した公務災害に係る援護施設の実施

に関する規則の一部を改正する規則

昭和四十二年十一月三十日以前に発生した公務災害に係る援護施設の実施に関する規則(昭和五十一年東京都教育委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第十二号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第十三号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の昭和四十二年十一月三十日以前に発生した公務災害に係る援護施設の実施に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

労働者災害補償保険法の適用を受ける東京都教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十号

労働者災害補償保険法の適用を受ける東京都教育委員会職員の公務災害等

に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則

労働者災害補償保険法の適用を受ける東京都教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則(昭和五十三年東京都教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式(表)中「㊦」及び「㊨」を削り、同様式(裏)中

「1 算定根拠及び給付基礎日額は、労働基準監督署へ提出した休業補償給付請求書又は休業給付請求書と同一根拠及び同額となる。」

2 労働者災害補償保険法第12条の8に基づく休業補償給付又は第21条に基づく休業給付の支給を決定したことを証明することができる書類を添付する場合は、医師の証明欄(医師の証明印)は必要としない。」を

「算定根拠及び給付基礎日額は、労働基準監督署へ提出した休業補償給付請求書又は休業給付請求書と同一根拠及び同額となる。」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の労働者災害補償保険法の適用を受け

る東京都教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第二十七号

教育庁  
教育事務所  
教育庁出張所  
事業所

東京都教育委員会職員服務規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

第六条第二項中「ときは」の下に「、教育長が別に定めるところにより」を加え、「あらかじめ届け出た印をもつて自ら押印」を「自ら出勤の表示を」に改める。  
別記様式第二号及び様式第四号中「㊟」を削る。

●東京都教育委員会訓令第二十八号

都立高等学校  
都立中等教育学校  
都立特別支援学校  
都立中学校

東京都立学校職員服務規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

別記第二号様式及び第三号様式中「㊟」を削る。

●東京都教育委員会訓令第二十九号

教育庁  
教育事務所  
教育庁出張所  
事業所

東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

第七条を削り、第八条第一項中「出勤簿整理保管者」を「出勤簿に係る整理保管者(以下「出勤簿整理保管者」という。)」に、「押印」を「出勤の表示」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。  
別表三 三の項、六の項イ及びウ並びに四十の項中「押印」を「出勤の表示」に改める。

●東京都教育委員会訓令第三十号

教育庁  
教育事務所  
教育庁出張所  
事業所  
都立高等学校  
都立中等教育学校  
都立特別支援学校  
都立中学校

東京都教育委員会職員の職務発明等に関する規程(平成十六年東京都教育委員会訓令第四十四号)の一部を次のように改正する。



令和二年十月三十日

東京都教育委員会

別記第一号様式及び第二号様式中「~~四~~」を削る。

別記第三号様式中「~~四~~」を削る。

別記第五号様式中「~~四~~」を削る。

別記第六号様式中「~~四~~」を削る。

別記第七号様式中「~~四~~」を削る。

別記第八号様式中「~~四~~」を削る。

別記第九号様式中「~~四~~」を削る。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

